

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和元年 11 月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

3件

国 民 年 金 関 係

3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900218号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900033号

第1 結論

昭和39年12月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年12月から昭和61年3月まで

私は、私の国民年金の加入手続や保険料の納付は、全て夫に任せており、自分では何も行っていないが、夫は昭和39年12月に私の国民年金の加入手続を行い、昭和39年12月から昭和61年3月までの期間の国民年金の保険料を納付書にて支払ってきたと言っている。私の夫は、退職するまで531か月も厚生年金保険に加入しており、その妻である私が、昭和39年12月から昭和61年3月までの期間について国民年金の記録が未納・未加入となっているのはおかしい。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は、全て請求者の夫に任せており、自分では何も行っていないとしているところ、夫は、加入手続及び保険料納付の場所などは、明確には覚えていないものの、結婚を契機に、昭和39年12月に請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、請求者の国民年金被保険者資格記録に係るオンライン記録の最初の入力処理年月日(昭和62年5月1日)により、請求期間後の昭和62年4月頃に払い出されたと推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、別の国民年金番号を確認することができないことから、請求者の国民年金の加入手続はこの頃に初めて行われたと考えられ、請求者の夫の主張と相違する。

また、請求期間のうち、昭和46年3月を除く255か月(21年3か月)の期間については、請求者の夫は厚生年金保険に加入しており、配偶者である請求者にとって、国民年金被保険者資格を取得するためには、本人の申出が必要であり、その申出日に任意加入被保険者資格を取得するものとされていたことから、制度上、上記加入手続時点では、当該期間は、遡って被保

険者となることのできない国民年金の任意未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできず、請求期間のうち、昭和 46 年 3 月についても、制度上、上記加入手続時点では、時効により国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の夫は、請求者の国民年金手帳について、オレンジ色か青色のものをもらった記憶はあるが、それ以外の色のものをもらった記憶はない旨主張しているが、オレンジ色の年金手帳は昭和 49 年から交付されており、青色の年金手帳は平成 9 年から交付されている。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900259号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900034号

第1 結論

昭和49年*月から昭和52年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和49年*月から昭和52年3月まで

母から20歳になったら国民年金に加入しなさいと強く言われていて、20歳の誕生月の翌月である昭和49年*月に母につれられ、当時の自宅近くにあったA市のB郵便局で国民年金に加入し、母がその場で1か月分の600円台の保険料を納付し、領収書を受け取った記憶がある。請求期間は学生であったので納付は母が行っていたが、昭和52年4月からは仕事もしていたこともあり、自分で支払ったことは間違いなく記録どおりであることを考えると、未納期間は、母が支払っていたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、母親とともに、A市のB郵便局で請求者の国民年金の加入手続を行い、その場で1か月分の600円台の国民年金保険料を支払った旨陳述しているが、制度上、国民年金の加入手続は、市町村において行うべきものであり、郵便局で行うことはできず、A市の国民年金の担当者は、請求期間当時、国民年金の加入手続は市役所の本庁舎と出張所のみで受け付けしており、郵便局で加入手続を行うことはできなかった旨陳述している上、昭和49年2月発行のA市の広報紙には、国民年金の加入手続は市役所の本庁舎又は出張所で受け付けていた旨記載されていることに加え、請求者が、加入手続の際に納付したとする1か月分の保険料額は、請求期間当初の昭和49年*月当時の1か月分の保険料額(900円)と相違している。

また、請求者の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という)は、その前後の国民年金番号に係る任意加入被保険者の資格取得年月日から昭和53年1月頃に払い出されたことが推認でき、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても別の国民年金番号が確認できないことから、請求者は昭和53年1月頃に初めて国民年金の加入手続を行ったと考えられ、20歳の誕生日の翌月である昭和49年*月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

なお、上記加入手続時点では、請求期間のうち一部の期間は、国民年金保険料は、時効により納付することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1900300号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1900035号

第1 結論

平成2年*月及び平成19年1月から同年6月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成2年*月
② 平成19年1月から同年6月まで

私は、これまで4回、請求期間が国民年金保険料の充当期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料を毎月きちんと納めていたことは間違いないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、送付されてきた納付書により月々納付した旨主張しているが、i) オンライン記録によると、請求期間①及び②は、いずれも約2年後となる平成4年*月及び平成21年2月に、厚生年金保険加入中にもかかわらず納付した請求期間以外の期間の国民年金保険料を充当した期間として記録されており、納付金額と充当金額の差額については、金額に誤りはなく還付による支払処理が行われていることが確認できること、ii) 請求期間②については、オンライン記録によれば、請求者は、平成14年10月11日の国民年金資格取得及び平成20年7月1日の同資格喪失は平成21年2月13日に処理されていることが確認できることから、当該処理時点まで、請求期間②を含む平成14年10月から平成20年6月までの期間は、国民年金未加入期間とされ、納付書が発行されることはなく、国民年金保険料を納付することはできないこと、iii) 請求期間①直後の期間並びに請求期間②の直前及び直後の期間の国民年金保険料は未納であることなどから、既に平成28年11月7日付け、平成29年3月1日付け、平成31年4月8日付け及び令和元年7月25日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回請求者は、前回同様、請求期間①及び②の国民年金保険料を送付されてきた納付書で、

毎月銀行で納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。